

サリドマイド事件およびサリドマイド復活問題関係年表

1954年(S29)

春 西独グリュネンタール社研究所でミュクターら、利尿剤合成の副産物としてサリドマイドを得る

1957年(S32)

秋 大日本製薬、サリドマイドの製法研究に着手、独自の製法を開発

8月12日 大日本製薬、サリドマイド剤「イソミン」(催眠剤)の製造許可を申請

10月1日 西独グリュネンタール社、サリドマイド剤「コンテルガン」(鎮静剤)発売。以後、世界40カ国以上で販売

10月12日 厚生省、大日本製薬に対して「イソミン」の製造許可

1958年(S33)

1月20日 大日本製薬、「イソミン」発売開始

1959年(S34)

9月22日 大日本製薬、サリドマイドを含む胃腸薬「プロバンM」の製造許可申請

1960年(S35)

8月22日 「プロバンM」の発売開始

9月 メレル社(アメリカ)、サリドマイド剤「ケバドン」の販売許可申請を食品医薬品局(FDA)に出す(FDAは、ケルシー女史の努力により販売を許可せず、被害を未然に防ぐ)

1961年(S36)

5月 東京築地産院で3例目のフォコモリアの出産

11月15日 西独のレント博士、グリュネンタール社に「奇形の原因はコンテルガンと思われるので、販売停止をすべきだ」と伝える。会社側聞かず

11月26日 グリュネンタール社、コンテルガン回収を決定

11月30日 「イソミン」の広告、この日より朝日、毎日、読売紙上から姿を消し、それ以後胃腸薬「プロバンM」の広告が多くなる

12月5日 大日本製薬、グリュネンタール社よりレント警告に関する情報入手

12月6日 大日本製薬、レント警告に関し厚生省と協議

1962年(S37)

1月12日 大日本製薬、実情調査のため西独に社員派遣

2月6日 厚生省、大日本製薬より報告を受ける

2月21日 厚生省、亜細亜製薬に対しサリドマイド剤「バングル」の製造許可を出す

5月17日 大日本製薬、イソミン・プロバンMの出荷中止を申し入れる

5月24日 サリドマイド製造五社、出荷中止の申し入れ

8月26日 梶井氏、「サリドマイドと先天奇形」の論文を国内に発表、翌日読売新聞報道

9月13日 大日本製薬など、サリドマイド剤の販売停止・回収を発表

9月14日 厚生省、被害調査を森山教授に依頼

年末 広島、京都にて、イソミン販売・製造許可に関し、人権侵害の訴え

1963年(S38)

2月15日 スラマー博士来日

3月12日 サリドマイド児の両親15人が7人の被害児を連れ大日本製薬本社へ抗議におしかける

3月30日 「先天性異常児父母の会」設立(1964年11月9日に「子供たちの未来をひらく父母の会」に名称変更)

6月 大日本製薬に対し損害賠償請求訴えを名古屋地裁に提起

8月 「サリドマイド被災児救済会」設立

1964年(S39)

12月 国・大日本製薬を相手に京都地裁提訴

1965年(S40)

11月10日 レント博士来日、小児科学会で講演、「妊娠中の薬物投与による奇形」

11月13日 東京地裁に提訴

1966年(S41)	
12月7日	京都地検に刑事告発
1967年(S42)	
3月14日	西独アーヘン地方検察庁、危険傷害罪、過失傷害罪によりグリュネンタール社関係者を起訴
8月14日	京都地検、大日本製薬を不起訴処分
11月	関西で「サリドマイド被害児を守る会」発足
1968年(S43)	
2月19日	イギリスのサリドマイド裁判和解。ディステイラーズ社、約100万ポンド支払う
5月	園田厚相、国会で藤原議員の質問に答えて「国と製薬会社に責任ある」と答弁
1969年(S44)	
5月	阪大教授杉山博氏、論文「いわゆるサリドマイド問題に関する統計的考察」を発表(1973年12月阪大 学長により公式に否定される)
7月15日	京都検察審査会、京都地検の不起訴処分を不当と結論
11月3日	スウェーデンのサリドマイド裁判、アストラ社と一人当たり年金約43万円で和解
1970年(S45)	
4月10日	西独、グリュネンタール社が100億円、国が100億円出すことで和解
8月15日	京都地検、再調査でまた不起訴
8月28日	最高裁、外国証人の出廷費用を国が立て替える方針を発表
1971年(S46)	
2月16日	国・大日本製薬、東京地裁へ和解申し入れ
2月18日	東京地裁にて口頭弁論始まる
9月12日	東京で「サリドマイド裁判を支援する市民の会」発足
9月29日	サリドマイド禍告発のためのキャラバン隊京都大阪へ向けて出発
10月2日	「サリドマイド裁判を支援するための連絡会議」が関西で発足
11月2日	レンツ博士、サリドマイドとの因果関係について証言
11月21日	「全国サリドマイド訴訟統一原告団」結成
1972年(S47)	
4月	関東で被害児のサッカーチーム結成(同年関西でもサッカーチーム結成)
7月	関東・関西にて被害児のキャンプが行われる(以後、1977年まで毎年)
1973年(S48)	
1月	被害児のスキーキャンプが行われる(以後、1978年まで毎年)
5月11日	東京電通会館で「被害者と市民の集い」が行われる
12月7日	大阪中央公会堂で「裁判を支援する市民集会」開かれる
12月14日	国、大日本製薬「『因果関係、責任』を争うことをやめる」旨声明し、和解申し入れ
12月23日	被告側の和解の真意を聞くため東京・九段会館で直接交渉行われる(以後、和解交渉を継続)
1974年(S49)	
10月13日	全国サリドマイド訴訟統一原告団と国、大日本製薬間で確認書調印
10月26日	東京地裁にて和解成立(被害者63名認定)
12月7日	サリドマイド福祉センターとして財団法人「いしずえ」設立
1975年(S50)	
7月5日	新たに190名の被害者が認定される(計253名)
1977年(S52)	
11月4日	新たに50名の被害者が認定される(計303名)
1979年(S54)	
7月31日	新たに3名の被害者が認定される(計306名)

1981年(S56)	
5月2日	新たに3名の被害者が認定される(計309名)
1982年(S57)	
	この頃より、ブラジルサリドマイド被害者協会(ABVT)に新たなサリドマイド被害児の報告・相談相次ぐ
1988年(S63)	
	世界保健機関(WHO)、サリドマイド使用に関するガイダンス(女性への投与は閉経後とすべき)
1993年(H5)	
6月1日	英国ヨークシャーテレビ、ブラジルでの新たな被害発生とサリドマイド剤のブラックマーケットの存在をレポート
1994年(H6)	
	Time、Newsweekの両誌がサリドマイド復活に関する記事掲載
1996年(H8)	
7月15日	NHK「クローズアップ現代」。ブラジルサリドマイド被害者協会(ABPST)によると新たな被害者は62人、情報の欠如を指摘
1998年(H10)	
7月16日	米国食品医薬品局(FDA)、セルジーン社に対してサリドマイドをハンセン病の治療薬として認可(朝日新聞などが報道)
10月	FDA、サリドマイドを多発性骨髄腫の治療薬としてオーファンドラッグ指定
10月22日	国立ハンセン病療養所所長連盟、「サリドマイドの取扱いに関するガイドライン」(厚生省とグリュネンター社との契約に基づき多摩全生園が輸入)
2000年(H12)	
7月6日	読売新聞、「サリドマイド 骨髄腫に効果」(夕刊、1面)
2001年(H13)	
10月	欧州医薬品評価庁(EMA)、サリドマイドを多発性骨髄腫の治療薬としてオーファンドラッグ指定
2002年(H14)	
春	この頃より、日本でがん治療関係の雑誌にサリドマイドの効果に関する記事が数多く出る
4月26日	セルジーン社、欧州当局へ承認申請
5月28日	(財)いしずえ、サリドマイド復活問題について厚生労働省と交渉(12月までに3回)
9月25日	(財)いしずえ、「日本での新たなサリドマイド被害の防止に関する要望書」(第1回)を厚生労働省に提出
9月26日	厚生労働省「サリドマイドの個人輸入、15万6600錠(平成13年度)」と発表。毎日新聞などが報道
10月1日	坂口厚生労働大臣、記者会見にてサリドマイド輸入実態調査の必要を発言(毎日新聞)
10月17日	薬害オンブズパースン会議、「サリドマイドに関する緊急要望書」を厚生労働省に提出
10月28日	日本骨髄腫患者の会、要望書「多発性骨髄腫の治療薬であるサリドマイドの承認」を厚生労働省に提出
11月5日	サリドマイド無許可製造販売摘発(兵庫県が元製薬会社研究員とマルニ製油に回収命令)
12月20日	(財)いしずえ「日本での新たなサリドマイド被害の防止に関する要望書」(第2回)を厚生労働省に提出
12月29日	TBS報道特集。ブラジルサリドマイド被害者協会(ABPST)によると、新たな被害者は86人。ブラジルでは1997年に妊娠可能な女性の服用を禁止、処方時に説明と同意書にサイン。1996年以降は被害の発生は確認されていない
2003年(H15)	
1月15日	日本医薬品情報学会、「医薬品サリドマイドを考えるシンポジウム」開催(国立がんセンター)。読売新聞、日経新聞などが報道
2月16日	(財)いしずえ、「サリドマイドシンポジウム」開催(東京、共立薬科大学)。サリドマイド剤の譲渡・家族服用例が報告される。各紙が報道
5月30日	東京都、ある輸入代行業者にサリドマイドの輸入代行を請け負うホームページ閉鎖を行政指導(毎日新聞)
7月2日	第43回日本先天異常学会、シンポジウム「サリドマイドの今日的課題」

-
- 7月9日 日本骨髄腫患者の会、要望書「多発性骨髄腫の治療薬であるサリドマイド及びベルケードの早期承認」を厚生労働省に提出
- 9月18日 厚生労働省、平成14年度厚生労働科学特別研究事業「未承認薬の個人輸入による使用実態及び適正使用のあり方に関する調査研究」報告書(主任研究者:清水直容)を公表し、「サリドマイドにかかる安全確保措置について」通知(医薬食品局安全対策課)。各紙が報道
- 9月25日 自由人権協会、「医薬品『サリドマイド』の規制に関する提言」を厚生労働省に提出
- 11月1日 (財)いしずえ、「新たなサリドマイド被害の防止に関する公開質問状」を7政党(自民党、公明党、保守新党、社民党、共産党、民主党、無所属の会)へ送付。6党より返答
- 秋 厚生労働省、日本臨床血液学会に「多発性骨髄腫に対するサリドマイドの適正使用ガイドライン作成」を依頼

2004年(H16)

- 3月31日 (財)いしずえ「サリドマイドの輸入、使用及び管理に関するガイドライン」案を厚生労働省に提出
- 6月18日 日本骨髄腫患者の会、サリドマイドの早期承認と流通管理システム確立などを求める要望書を厚生労働省に提出
-